



申
2
号

「安全第一主義」「現場第一主義」の企業風土の再構築と 法令を遵守したJR東日本の健全な経営を求める申し入れ

6月18日 第2回団体交渉を行う!

〈2項〉 「変革2027」に踏まえた各種施策実施にあたっては、労使の合意形成に向けて行われる解明交渉等の団体交渉を蔑ろにせず、安全を大前提に、信義誠実の原則に基づき労働条件等に関する議論・認識を深めた上で、現場第一線で働く組合員が納得感を持って担える施策を実施すること。

(回答) 諸施策について時間軸をしっかりと意識し、スピード感を持って積極的に推進、実現していく。
なお、具体的な提起があれば「労使間の取扱いに関する協約(令和2年5月15日締結)」に則り、取り扱うこととなる。

**施策実施への時間軸に「労使議論の充実」を組み入れ、
施策を担う現場が理解・納得できる施策実施に向けて労使議論を尽くすことを確認!**

組合: 回答として「時間軸」ということが記載されている。これには、労使議論を経て合意形成を図っていくことが内包されるべき事項である。

会社: 「変革2027」や「変革のスピードアップ」で会社の目指す方向性は示している。これに時間軸を持ち、社員に理解してもらうことや労働組合へ提案・説明をすることもあり、合意形成を図っていくことは重要である。

組合: この間、労使議論が施策実施日を越えてしまう事態も発生している。将来の議論をどのように労使が建設的につくり出していくかを深める団体交渉において、実施日を越える前提での議論は容認できない。施策を担う現場の声を聞くべきだ。

会社: 労使議論がやみくもに施策実施日を越えることは良いと考えない。施策実施に向けての会社の意志や意味を理解してもらう議論を尽くしていくことに変わりなく「労使間の取扱いに関する協約」に基づく考え方は変わらない。

“労使間の取扱いに関する協約”に基づき、「信義誠実」「労使対等」の原則を確認!

〈3項〉 安全衛生委員会の実施にあたっては、労働安全衛生法の「職場における労働者の安全と健康を確保」とともに「快適な職場環境を形成する」目的に踏まえ、また、その手段として「労働災害の防止のための危害防止基準の確立」「責任体制の明確化」「自主活動の促進の措置」など総合的、計画的な安全衛生対策を推進するとの定めに基づいた厳正な運用を行うこと。

(回答) 安全衛生委員会においては、労働安全衛生法に基づく調査審議を適正に行い、社員の安全と健康の確保に努めているところである。

安全衛生委員会の開催はされているものの、産業医の出席率や構成委員の出席のあり方について、法の目的に基づき厳正に実施することを指摘!

組合: 安全衛生委員会の位置付けを明らかにし、開催状況及び産業医・構成委員の出席率を示すこと。

会社: 安全衛生委員会は労働安全衛生法に基づき適正に行なっている。50人以上の事業場は全社で約250箇所あり、2019年度はほぼ100%の開催状況である。また、2020年度は集約中であるが、緊急事態宣言下の4月～6月は開催できていない箇所もある。産業医の出席ができない開催日については、開催前後で議論内容の共有等を行いフォローしている。

間違ったことを間違いと認め是正する姿勢がなく、議論の前進は図れずに議論が紛糾!

組合: 中野車掌区では、安全衛生委員会の位置付けについて「安全衛生委員会が特別な委員会ではなく、他の各種委員会と同じです。」と2021年5月の安全衛生委員会議事録に記載(副区長発言)がされている。これは、安全衛生委員会の位置付けを法の趣旨に基づき正しく認識していないことから、是正に向けて調査・指導をただちに行うこと。

会社: 掲示の事実、発言に至った背景・経過等の全容を把握しなければ会社としての評価は示せない。調査把握し別途示す。

**中野車掌区での全容を早急に調査することを要求!!
法令違反が平然と横行する職場運営は認めることはできない!!**

会社調査に時間が必要として、3項継続議論を確認し2回目交渉終了!